

韓國併合條約

明治四十三年八月二十二日決議

條約第 號

日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ハ兩國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ願ヒ相互ノ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムカ為ニハ韓國ヲ日本帝國ニ併合スルニ如カサルコトヲ確信シ茲ニ

兩國間ニ併合條約ヲ締結スルコトニ  
決シ之カ為日本國皇帝陛下ハ統監子  
爵寺内正毅ヲ韓國皇帝陛下ハ内閣總  
理大臣李完用ヲ各其ノ全權委員ニ任  
命セリ因テ右全權委員ハ會同協議ノ  
上左ノ諸條ヲ協定セリ

### 第一條

韓國皇帝陛下ハ韓國全部ニ關スル一  
切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本國皇  
帝陛下ニ讓與ス

### 第二條

日本國皇帝陛下ハ前條ニ掲ケタル讓  
與ヲ受諾シ且全然韓國ヲ日本帝國ニ  
併合スルコトヲ承諾ス

### 第三條

日本國皇帝陛下ハ韓國皇帝陛下、太皇  
帝陛下、皇太子殿下並其ノ后妃及後裔  
ヲシテ各其ノ地位ニ應シ相當ナル尊  
稱、威嚴及名譽ヲ享有セシメ且之ヲ保  
持スルニ十分ナル歲費ヲ供給スヘキ  
コトヲ約ス

### 第四條

日本國皇帝陛下ハ前條以外ノ韓國皇  
族及其ノ後裔ニ對シ各相當ノ名譽及  
待遇ヲ享有セシメ且之ヲ維持スルニ  
必要ナル資金ヲ供與スルコトヲ約ス

### 第五條

日本國皇帝陛下ハ勳功アル韓人ニシ

テ特ニ表彰ヲ為スヲ適當ナリト認メ  
タル者ニ對シ榮爵ヲ授ケ且恩金ヲ與  
フヘシ

### 第六條

日本國政府ハ前記併合ノ結果トシテ  
全然韓國ノ施政ヲ擔任シ同地ニ施行  
スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身體及財

産ニ對シ十分ナル保護ヲ與ヘ且其ノ  
福利ノ増進ヲ圖ルヘシ

### 第七條

日本國政府ハ誠意忠實ニ新制度ヲ尊  
重スル韓人ニシテ相當ノ資格アル者  
ヲ事情ノ許ス限リ韓國ニ於ケル帝國  
官吏ニ登用スヘシ

第八條

本條約ハ日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ裁可ヲ經タルモノニシテ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右證據トシテ兩全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

明治四十三年 月 日

統監子爵 寺内正毅

隆熙四年 月 日

内閣總理大臣 李 完用

- (一) 朝鮮ニ施行スル法令ニ関スル件、
- (二) 朝鮮總督府設置ノ件、
- (三) 財政上必要処分ノ件、
- (四) 財政上必要処分ノ件、
- (五) 財政上必要処分ノ件、
- (六) 債務負擔ノ件、
- (七) 朝鮮ニ於テ臨時恩賜ニ関スル件、
- (八) 朝鮮ヨリ移入スル資産ノ管理ニ関スル件、
- (九) 特許法意匠法及實用新案法ヲ朝鮮ニ施行スルコトノ件、
- (十) 商標法ヲ朝鮮ニ施行スルコトニ関スル件、
- (十一) 著作權法ヲ朝鮮ニ施行スルコトニ関スル件、
- (十二) 内地、臺灣及樺太ト朝鮮ト間ニ出入スル船舶及物件ノ檢疫及取締ニ関スル件、

明治四十三年八月二十二日決議